

善通寺市週休2日工事（土木工事編）Q&A

Q1. 要領第2条の対象となる工事を教えてください。

A1. 発注者指定型は入札公告に記載するものとする。

ただし工事の施工条件等により、対応が困難であるなど、週休2日に取り組むことが適切でないと思われる以下に該当する工事は対象外とします。

- ① 現場施工が1週間程度の短期間の工事
- ② 緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- ③ 施工に際し、社会性・地域性を考慮する必要がある工事
- ④ 工事施工時間や施工方法への制約が予想される工事

例：施設管理者からの施工時期の指定など地域からの要望が予測される工事

Q2. 工事着手日とは具体的にどの日のことですか？

A2. 工事着手日とは、工事開始日以降の実際の工事のための準備工事（施工に先立って行う、調査・測量、現場事務所の設置等工事施工上必要な準備に要する業務等をいう）に着手する日をいいます。

Q3. 要領第5条第1項の「災害時の緊急対応、品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業及びその他緊急等でやむを得ない場合」とはどのような作業ですか。

A3. 次のような作業が考えられます。

- ① 災害時の緊急対応
 - ・災害の発生が予想される場合の予防作業及び災害時の対応作業
- ② 品質管理・安全管理等のために継続して行わなければならない作業
 - ・コンクリート養生、レイタンス除去作業等の品質を確保する上で必要な作業
 - ・工程上特に必要な段階であると認められる時期における第三者災害の防止作業や安全パトロール
 - ・受注者側の責によらない緊急的な休日作業が追加的に発生した場合の対応。（発注者指示等）
 - ・その他、工事監督員が必要と認めた作業

Q 4. 祝日はどのように取り扱えばよいですか。

A 4. 完全週休 2 日（土日）の場合は、祝日は平日と同様に取り扱い、原則として 1 週間のうち土曜日及び日曜日を休工とすることとします。

Q 5. 降雨や降雪等による予定外の休工日は、休工日の実績と考えてよいですか。

A 5. 休工すれば休工日の実績とすることができます。

雨天等により、休工日とする場合は、工事監督員と協議し、休工日の振替を行うことで実績として扱うことができます。この場合、休工を決定した時点で速やかに、振替日を工事監督員と協議して決めてください。完全週休 2 日（土日）の場合は、前後の土日への振替を工事監督員と協議して決めてください。

Q 6. 午前だけの休工、又は午後だけの休工とした場合は 0.5 日休工として扱われますか？

A 6. 原則として 1 日単位で休工を実施したか否かを確認するものであり 0.5 日休工としては扱いません。

Q 7. 要領第 7 条の内容とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 7. 工事着手日から竣工日までの間で、週休 2 日を遂行できる工程を検討してください。なお、工期延期を行うことが入札公告等において明記されている工事は、工期延長後の工期で作成してください。

Q 8. 要領第 8 条の工事中標示板とは、具体的にどのようなものになりますか。

A 8. 工事看板に「善通寺市週休 2 日工事」と表記し、工事監督員の承認を得てください。

Q 9. 要領第 9 条の休工日の確保状況を確認できる資料とはどのようなものですか？

A 9. 休工日の確保の状況を確認できる資料の例として別紙（週休 2 日確認シート）を参考にしてください。

Q10. 要領第3条の年末年始休暇6日及び夏季休暇3日間は対象期間から除くとのことですが、次のような場合はどのように取り扱うのですか。

例) 工事着手日：7月1日

竣工日：8月31日（工事着手日～竣工日：62日間）

夏季休暇：8月13日～8月15日（3日間）

項目	7月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
工事着手日																															
現場閉所日																															

項目	8月																														
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
現場閉所日																															

A10. 基本的には、夏季休暇（上記例の場合3日間）は対象期間と休工日から除きます。上記例の場合、現場閉所日率は以下のとおりとなります。

$$(19-3) / (62-3) = 27.1\% < 28.5\% \quad (8 \text{ 日} / 28 \text{ 日})$$

一方、休工予定日（該当工事における休工予定が土日であれば「土日」）を休工日としてカウントすることもできます。上記例の場合、現場閉所率の考え方は以下のとおりとなります。

$$(19-1) / (62-1) = 29.5\%$$

※夏季休暇および対象期間として除く日

$$= 3 \text{ 日} (\text{夏季休暇}) - 2 \text{ 日} (\text{夏季休暇中の休工日}) = 1 \text{ 日} \quad (8 \text{ 月} \text{ 15 日})$$

Q11. 要領第11条の明らかに受注者に週休2日に取り組む姿勢が見られなかった場合とはどのような場合ですか。

A11. 受注者が工事着手日までに週休2日を考慮した工程表を作成せず、工事監督員と協議しなかった場合等が考えられます。その場合、工事成績評定に反映（減点）します。